

令和 7 年 第 1 回

八千代市議会定例会議案

(追 加)

八 千 代 市

目 次

議案第25号	八千代市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	1 頁
議案第26号	八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正す る条例の制定について	3 頁
議案第27号	八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の 制定について	2 3 頁
議案第28号	八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2 7 頁
議案第29号	八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定 について	3 1 頁

議案第 25 号

八千代市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

八千代市職員の勤務時間に関する条例（平成元年八千代市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第 4 項中「、第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり」を削り、「前項」を「前 2 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限を請求する一の期間における初日とする改正後の第 6 条第 2 項の規定による請求（3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

提案理由

育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い，条例を改正いたしたい。

議案第 26 号

八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(八千代市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 八千代市一般職員の給与に関する条例（昭和 32 年八千代市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 項中「55 歳に達した日後最初に到来する 4 月 1 日以降に在職する」を「次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 55 歳に達した日後最初に到来する 4 月 1 日以降に在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）

(2) 職務の級が行政職給料表の 8 級である職員

第 8 条第 5 項中「50 銭未満」を「1 円未満」に、「切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切上げて計算する」を「切り捨てるものとする」に改める。

第 10 条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 3 項中「及び第 3 号から第 6 号まで」を「に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については 1 人につき 13,000 円、同項第 2 号から第 5 号まで」に改め、「（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）」及び「同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については 1 人につき 10,000 円」を削り、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、

「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の１項を加える。

- ５ 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第１１条を次のように改める。

第１１条 削除

第２１条の３第１項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第２項中「勤務を要しない日等以外の日の午前０時から」を「午後１０時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（勤務を要しない日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第３項中「に定める額」の次に「（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を加え、同項第１号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に１００分の１５０を乗じて得た額）」を削る。

第２１条の４第２項中「，第１０条，第１１条及び第１１条の３」を「及び第１０条」に改め、同条第３項中「，第１１条」を削る。

別表第１を次のように改める。

別表第1（第4条第1項）

行政職給料表

（単位：円）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	

	定年	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
		38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
		39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
		40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	
		41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	
		42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	
		43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	
		44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	
		45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	
		46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	451,300	
		47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	451,600	
		48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	451,900	
		49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	452,200	
		50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	452,600	
	前再	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	452,900	
		52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	453,200	
		53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	453,500	
	任用	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	453,900	
		55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	454,200	
		56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	454,500	
		57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	454,800	
		58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	455,200	
	短時	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	455,500	
		60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	455,800	
		61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	456,100	
	間勤	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		
		63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		
		64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		
	務職	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		
		66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		
		67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		
	員以	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		
		69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700		
		70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000		
	外の	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300		
		72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500		
		73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700		
	職員	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500			
		75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800			
		76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000			
		77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200			

78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500			
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200			
86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 600	398, 500			
87	256, 300	297, 400	346, 400	387, 000	398, 800			
88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 400	399, 000			
89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 700	399, 200			
90	257, 200	298, 300	347, 400		399, 500			
91	257, 500	298, 600	347, 800		399, 800			
92	257, 800	299, 000	348, 200		400, 000			
93	258, 100	299, 200	348, 400		400, 200			
94		299, 400	348, 800		400, 500			
95		299, 700	349, 200		400, 800			
96		300, 100	349, 500		401, 000			
97		300, 300	349, 800		401, 200			
98		300, 600	350, 200		401, 500			
99		301, 000	350, 600		401, 800			
100		301, 400	351, 000		402, 000			
101		301, 600	351, 500		402, 200			
102		301, 900	351, 900					
103		302, 200	352, 300					
104		302, 500	352, 700					
105		302, 700	353, 200					
106		303, 000	353, 600					
107		303, 300	353, 900					
108		303, 600	354, 200					
109		303, 800	354, 700					
110		304, 200						
111		304, 600						
112		304, 900						
113		305, 100						
114		305, 300						
115		305, 600						
116		306, 000						
117		306, 200						
118		306, 400						

	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

(八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年八千代市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条の2第2項中「、第6条及び第8条」を「及び第6条」に改め、「及び八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年八千代市条例第35号）第4条の規定により採用された職員」を削り、同条に次の1項を加える。

3 第5条、第6条及び第8条の規定については、八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年八千代市条例第35号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。

第14条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「公休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（公休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

(八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 八千代市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年八千代市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第8条第1項中「、第11条」を削り、「、第21条の2及び第23条」を「及び第21条の2」に改め、同条第2項中「第3条第2項、第21条の3第1項、第21条の4及び第22条第2項」を「第21条の3第1項及び第2項、第21条の4第1項及び第3項、第22条第2項並びに第23条第2項第1号」に改め、「、給与条例第3条第2項中「勤勉手当及び」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び」と」を削り、「給与条例第21条の3第1項」の次に「及び第2項」を加え、「100分の172.5

」を「１００分の９５」と、給与条例第２３条第２項第１号中「１００分の１０５」とあるのは「１００分の８７．５」に改める。

第９条第２項を削る。

第１０条第１項中「，第１１条」を「及び第１１条」に改め，「及び第１６条」を削り，同条第２項中「第２条第３項，第１３条の２及び」を「第１３条の２第１項及び第３項並びに」に改め，「，企業職員給与条例第２条第３項中「及び勤勉手当」とあるのは「，勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と」を削り，「同条第２項」を「同条第３項」に改める。

（八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第４条 八千代市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年八千代市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第 1 （第 3 条第 1 項）

会計年度任用職員給料表

（単位：円）

号	1 級	2 級	3 級
1	183,500	230,000	265,300
2	184,600	231,500	266,300
3	185,800	233,000	267,300
4	186,900	234,500	268,300
5	188,000	236,000	269,300
6	189,700	237,500	270,300
7	191,300	239,000	271,300
8	192,900	240,500	272,300
9	194,500	242,000	273,300
10	196,200	243,400	274,300
11	197,800	244,800	275,300
12	199,400	246,200	276,400
13	201,000	247,400	277,400
14	202,700	248,600	278,700
15	204,400	249,800	280,000
16	206,100	251,000	281,200
17	207,400	252,100	282,500
18	209,000	253,200	283,800
19	210,600	254,300	285,000
20	212,100	255,400	286,200
21	213,600	256,400	287,300
22	215,200	257,400	288,500
23	216,800	258,400	289,800
24	218,400	259,400	291,100
25	220,000	260,400	292,400

26	221, 700	261, 300	293, 400
27	223, 000	262, 200	294, 400
28	224, 300	263, 100	295, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600
30	226, 700	264, 700	297, 800
31	227, 800	265, 500	298, 900
32	228, 900	266, 300	300, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300
34	231, 100	267, 800	302, 600
35	232, 200	268, 600	303, 900
36	233, 300	269, 300	305, 200
37	234, 400	270, 000	306, 500
38	235, 400	270, 800	307, 800
39	236, 400	271, 600	309, 100
40	237, 300	272, 300	310, 400
41	238, 200	273, 000	311, 700
42	239, 100	273, 800	313, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400
45	241, 400	276, 000	
46	242, 000	276, 700	
47	242, 600	277, 400	
48	243, 200	278, 100	
49	243, 800	278, 800	
50	244, 400	279, 500	
51	245, 000	280, 200	
52	245, 500	280, 900	
53	246, 000	281, 500	
54	246, 400	282, 200	

55	246, 700	282, 800	
56	247, 000	283, 500	
57	247, 300	284, 100	
58	247, 600	284, 800	
59	247, 900	285, 400	
60	248, 200	286, 100	
61	248, 500	286, 700	
62	248, 800	287, 400	
63	249, 100	288, 000	
64	249, 400	288, 500	
65	249, 700	289, 000	
66	250, 000	289, 600	
67	250, 300	290, 100	
68	250, 600	290, 700	
69	250, 900	291, 200	
70	251, 200	291, 700	
71	251, 500	292, 300	
72	251, 800	292, 900	
73	252, 100	293, 400	
74	252, 400	293, 900	
75	252, 700	294, 300	
76	253, 000	294, 600	
77	253, 300	294, 800	
78	253, 600	295, 100	
79	253, 900	295, 300	
80	254, 200	295, 600	
81	254, 500	295, 800	
82	254, 800	296, 000	
83	255, 100	296, 300	

84	255, 400	296, 500	
85	255, 700	296, 800	
86	256, 000	297, 100	
87	256, 300	297, 400	
88	256, 600	297, 700	
89	256, 900	298, 000	
90	257, 200	298, 300	
91	257, 500	298, 600	
92	257, 800	299, 000	
93	258, 100	299, 200	
94		299, 400	
95		299, 700	
96		300, 100	
97		300, 300	
98		300, 600	

(八千代市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第5条 八千代市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年八千代市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第12条第6項中「，第10条，第11条及び第11条の3」を「及び第10条」に改める。

附則第14条第2項中「，第6条及び第8条」を「及び第6条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において八千代市一般職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は，切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長が別に定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については，その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において，市長が別に定めるところにより，必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第10条の規定の適用については，同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし，次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は，職務の級が行政職給料表の8級である職員に対しては，支給しない

」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは「(5) 重度心身障害
(6) 配偶者（届出
者
と、同条第3
をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあ
るのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」
とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正
後の八千代市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適
用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、
次項第5号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、管理者が定める職員に対
しては、支給しない」と、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは
「(4) 重度心身障害者
(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

とする。
）」

（委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要
な経過措置は、市長が別に定める。

附則別表（附則第2項）

号給の切替表

旧号給	新号給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
1 0	6	2	2	1	1	1
1 1	7	3	3	1	1	1
1 2	8	4	4	1	1	1
1 3	9	5	5	1	1	1
1 4	1 0	6	6	2	1	1
1 5	1 1	7	7	3	1	1
1 6	1 2	8	8	4	1	1
1 7	1 3	9	9	5	1	1
1 8	1 4	1 0	1 0	6	2	1
1 9	1 5	1 1	1 1	7	3	1
2 0	1 6	1 2	1 2	8	4	1
2 1	1 7	1 3	1 3	9	5	1
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0	6	1
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1	7	1
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2	8	2

2 5	2 1	1 7	1 7	1 3	9	2
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4	1 0	2
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1	2
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2	3
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3	3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4	3
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5	3
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6	3
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7	3
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8	4
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9	4
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0	4
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1	4
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2	4
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3	4
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4	4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5	4
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6	5
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7	5
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8	5
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9	5
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0	
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1	
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2	
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3	
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4	
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5	
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6	
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7	

5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8	
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9	
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0	
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1	
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2	
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3	
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4	
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5	
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	4 6	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	4 7	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	4 8	
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	4 9	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	5 0	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	5 1	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	5 2	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	5 3	
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	5 4	
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	5 5	
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	5 6	
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	5 7	
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	5 8	
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	5 9	
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	6 0	
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	6 1	
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6		
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7		
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8		
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9		
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0		

8 3	7 9	7 5	7 5	7 1		
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2		
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3		
8 6	8 2	7 8	7 8			
8 7	8 3	7 9	7 9			
8 8	8 4	8 0	8 0			
8 9	8 5	8 1	8 1			
9 0	8 6	8 2	8 2			
9 1	8 7	8 3	8 3			
9 2	8 8	8 4	8 4			
9 3	8 9	8 5	8 5			
9 4	9 0	8 6	8 6			
9 5	9 1	8 7	8 7			
9 6	9 2	8 8	8 8			
9 7	9 3	8 9	8 9			
9 8	9 4		9 0			
9 9	9 5		9 1			
1 0 0	9 6		9 2			
1 0 1	9 7		9 3			
1 0 2	9 8		9 4			
1 0 3	9 9		9 5			
1 0 4	1 0 0		9 6			
1 0 5	1 0 1		9 7			
1 0 6	1 0 2		9 8			
1 0 7	1 0 3		9 9			
1 0 8	1 0 4		1 0 0			
1 0 9	1 0 5		1 0 1			
1 1 0	1 0 6					
1 1 1	1 0 7					

1 1 2	1 0 8					
1 1 3	1 0 9					

提案理由

人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職員の給与の額を改定する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第 27 号

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年八千代市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 38 条第 1 項中「小規模保育事業 A 型をいう」及び「小規模保育事業 B 型をいう」の次に「。第 43 条第 3 項において同じ」を加える。

第 43 条第 1 項中「この項」の次に「から第 7 項まで」を加え、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 2 号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第 3 号中「この号」の次に「及び第 6 項第 1 号」を加え、同条中第 4 項を第 11 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第 5 項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第 1 項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第 43 条第 3 項中「を行う者であって、第 38 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のもの」を「（第 38 条第 2 項の規定により定める利用定員が 20 人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 1 項の次に次の 6 項を加

える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

- 5 前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該

各号に定めるものをいう。

- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A 型事業者等
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業 A 型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第 1 項第 3 号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 市長が、児童福祉法第 24 条第 3 項（同法附則第 73 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第 2 号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

- (1) 法第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する業務又は同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第 5 項中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保

育事業者を除く。）」を加え、「５年」を「１５年」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 28 号

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八千代市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年八千代市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 5 項中「第 7 条第 2 号」を「第 7 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 7 条中「第 3 号」を「以下この条」に改め、同条第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条第 2 号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条第 3 号中「この号」の次に「及び第 6 項第 1 号」を加え、同条に次の 6 項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第 28 条に規定する小規模保育

事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提

供されるよう必要な措置を講じているとき。

- (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第2項に次の1号を加える。

- (3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第38条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号

に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「第7条」を「第7条第1項」に、「5年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第 29 号

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 27 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八千代市国民健康保険条例（平成 6 年八千代市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「650,000 円」を「660,000 円」に改める。

第 18 条の 10 中「240,000 円」を「260,000 円」に改める。

第 22 条第 1 項中「650,000 円」を「660,000 円」に改め、同項第 2 号中「295,000 円」を「305,000 円」に改め、同項第 3 号中「545,000 円」を「560,000 円」に改め、同条第 2 項中「650,000 円」を「660,000 円」に、「240,000 円」を「260,000 円」に改め、同条第 3 項中「650,000 円」を「660,000 円」に改める。

第 22 条の 4 第 1 項中「650,000 円」を「660,000 円」に改め、同条第 2 項中「650,000 円」を「660,000 円」に、「240,000 円」を「260,000 円」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「650,000 円」を「660,000 円」に改め、同条第 5 項中「650,000 円」を「660,000 円」に、「240,000 円」を「260,000 円」に改め、同条第 6 項中「650,000 円」を「660,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の八千代市国民健康保険条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の

国民健康保険料に適用し，令和 6 年度分までの国民健康保険料については，
なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い，条例を改正いたしたい。